

個人事業者の法人成りの場合 (エンジェル税制の適用対象外となる場合)

目次

1. 個人事業者の法人成り（エンジェル税制の適用対象外となる場合）
2. 特定事業主であった者の親族等の判定
3. 個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類
4. 誰がどのようにして「個人が一定の株主に該当しないことを確認」するのか

1. 個人事業者の法人成り（エンジェル税制の適用対象外となる場合）

自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（特定事業主であった者）が株式会社を設立した場合（これを**個人事業者の法人成り**といいます。）には、**特定事業主であった者、その親族等が当該会社の株式を保有してもエンジェル税制の優遇措置を受けることはできません。**

2. 特定事業主であった者の親族等の判定

以下のいずれかに該当する場合は、エンジェル税制の適用対象外となります。

- ① 特定事業主であった者の親族（配偶者のほか、6親等内の血族、3親等内の姻族）
- ② 特定事業主であった者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁関係や事実婚の配偶者）
- ③ 特定事業主であった者の使用人（特定事業主であった者個人の使用人のため、法人の従業員は含まれません）
- ④ ①～③の方以外で、特定事業主であった者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している方
- ⑤ ②～④の方と生計を一にする親族（生計が同一の者。同居の有無は問わない。）

3. 個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類

株主が上記の特定事業主であった者及びその親族等でないことを明らかにする書類が「**個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類**」（参考様式）です。

エンジェル税制の優遇措置を受けるためには、この書類を企業が作成して株主に交付し、これを株主が税務署に提出することが必要となります。

4. 誰がどのようにして「個人が一定の株主に該当しないことを確認」するのか

株主が特定事業主であった者及びその親族等でないことの確認は、東京都ではなく、申請株主と申請企業が行うことになっています。

参考様式の「**投資契約書**」に規定されているように、まず申請株主は、自分が特定事業主であった者及びその親族等でないことを確認し、一定の株主に該当しないことを申請企業に約束します。

これを受けて、申請企業は「**個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類**」を作成し、株主に交付することを約束します。